

「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(案) に対する意見

日本取引所自主規制法人 上場管理部 御中

私は、今回の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の策定に関する背景と基本的な考え方を理解しつつ、企業不正の防止と発見に関する研究者として、上場企業における不祥事対応のプリンシプルを作成された貴社に敬意を表すとともに、瑣事ではありますが意見を提出させていただきます。

2016年1月22日付けで貴社から公表された「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」(案)の策定についての趣旨に賛同します。しかしながら、プリンシプルとして公表された後はプリンシプル本文だけが独り歩きしていくと考えられます。そこでプリンシプル前文に①このプリンシプルにおける不祥事の定義、②「企業価値の毀損」、「資本市場全体の信頼性」、③「グループ会社を含む」等の重要なキーワードを盛り込むべきだと考えます。

また、副題を「～確かな企業価値の再生のために～」としているのは、不幸にも不祥事が起きてしまった後の始末を中心に想定されていると考えます。しかしながら、企業の不正等は実行者により隠ぺいされるため、防止するほうが発見するよりもコストエフェクティブです。上場企業の経営者の内部統制、特に不正対応の責任について、そして組織内での不祥事のリスク管理のプログラムの構築と運用について言及すべきだと考えます。自浄能力とは、例えば、担当者や専門家の準備であり、リスクを定期的に識別することであり、内部通報等の端緒への素早い対応であり、社内では何が起きて影響はどの程度なのかを調査する力、そしてステークホルダーへ報告・開示する力、被害の回復、第三者委員会の設置や法的な対処、処分等をする力であると考えます。

変更の提案1：前文の変更の案

「企業活動において自社（グループ会社を含む）に関わる不祥事（重大な法令違反その他の不正・不適切な行為等）又はその疑義が把握された場合には、当該企業は、必要十分な調査により事実関係や原因を解明し、その結果をもとに再発防止を図ることを通じて、自浄作用を発揮する必要がある。その際、上場企業においては、速やかにステークホルダーからの信頼回復を図りつつ、確かな企業価値の再生、ひいては証券市場全体の信頼性の維持に資するよう、本プリンシプルの考え方をもとに行動・対処することが期待される。」

変更の提案2：① 不祥事の根本的な原因の解明 を②とし、①として以下を付記する。

① 不祥事への対応

経営者は、内部統制の一環として自社の不祥事のリスクを管理するプログラムを整備し運用する

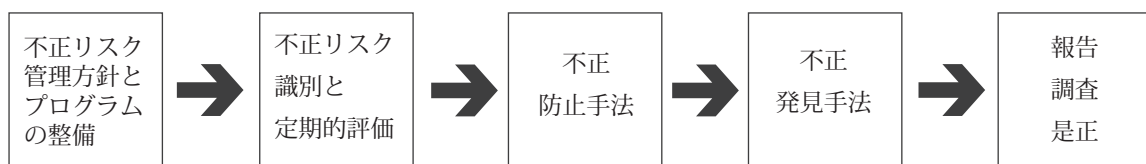
ことに責任を負っている。責任者を定め、必要な資源を用意し、専門家と協働し、自社の不祥事
のリスクを識別・評価し、防止の統制を整備・運用し、教育・訓練を行い、通報などの不祥事
の疑惑に対処し、何が起きたのか、自社やステークホルダーに及ぼす影響の度合いを調査
する、被害の回復を図る、そして適正な開示と対処の手続きなどを適時に行うことが期待
されている。

② 不祥事の根本的な原因の解明

以下は、(案)の通り。

以上

(注) 不祥事への対応については、2008年の米国公認会計士協会・内部監査人協会・公認不正検査士協会による企業不正
リスク管理の実務ガイドを参考としました。このガイドは、企業が不正リスク管理プログラムを開発、評価、改良する場
合の実務的な情報を提供するものであり、企業が不正リスクを効果的に管理する環境を構築するための重要な5ステップ
を示しています。



参考：Institute of Internal Auditors, American Institute of Certified Public Accountants, Association of Certified Fraud Examiners. 2008. Managing the Business Risk of Fraud: A Practical Guide. IIA, AICPA, ACFE. (八田進二編著. 2012. 『企業不正防止対策ガイド 新訂版』日本公認会計士協会出版局)

2016年2月9日

提出者：

濱田真樹人

一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事長

連絡先：

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル 12階

電話番号：03-5296-8338 email: hamada@acfe.jp